

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について

○国立がんセンター等において、緩和ケアの普及啓発を牽引する、各都道府県における**指導者の育成を目的とした指導者研修会を開催**

○各都道府県において、指導者研修会を修了した医師を講師として、がん診療に携わる医師を対象とした、**緩和ケアについての基本的な知識を習得することを目的とした研修会を開催**

緩和ケア指導者研修会

各都道府県における緩和ケアの指導者を育成

指導者研修会を修了

都道府県

緩和ケア研修会

地域の緩和ケア指導者

緩和ケア研修会

研修会に参加

研修会に参加

地域のがん診療に携わる医師

地域のがん診療に携わる医師

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催の要点(1)

趣旨

- ・がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」ことが目標として掲げられた。
- ・このことを踏まえ、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、治療の初期段階からの適切な緩和ケアの提供体制を整備することを目的とする緩和ケア研修会を開催する。

実施主体

- ・都道府県（「がん対策特別推進事業（緩和ケア研修部分）」を利用できる）
- ・がん診療連携拠点病院（「がん診療連携拠点病院機能強化事業」を利用できる）
- ・民間団体（厚生労働省委託事業）

緩和ケア研修会の開催指針

次に掲げるもので構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う。

- ・「研修会主催責任者」は、緩和ケア研修会を主催する責任者となる。
- ・「研修会企画責任者」は、国立がんセンター等が開催する緩和ケア指導者研修会を修了した者等であり、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う。
- ・「研修会協力者」は、研修の企画、運営、進行及び講義等に協力する。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催の要点(2)

緩和ケア研修会のプログラム

- ・緩和ケア研修会の質の確保を図ることを目的に、「緩和ケア研修会標準プログラム」を定め、これに準拠した緩和ケア研修会を開催していくこととする。

① 緩和ケア研修会の開催期間

- ・緩和ケア研修会の開催期間は、原則として、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は、12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

- ・緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、参加者主体の体験型研修(ワークショップ)形式の研修も実施する。

③ 緩和ケア研修会の内容

- ・緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること。
 - ア がん性疼痛の機序、評価及びWHO方式がん性疼痛治療法を含むがん性疼痛に対する緩和ケア
 - イ 呼吸困難、消化器症状等の身体症状に対する緩和ケア
 - ウ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケア
 - エ がん医療におけるコミュニケーション技術
 - オ 全人的な緩和ケアについての要点
 - カ 放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点
 - キ がん患者の療養場所の選択及び地域連携についての要点
 - ク 在宅における緩和ケア